

ふたば便り

2012年5月号 (Vol. 118)

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所：札幌市中央区北2条西2丁目1-5 リージェントビル6F

東京事務所：東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

<減価償却の改正～償却率の引下げ>

平成24年4月1日以後取得する固定資産の減価償却計算に適用される償却率が変更になりました。4月1日をまたぐ事業年度の会社については、事務的な混乱をさけるため、事業年度終了まで現行の償却率の適用が認められています。

■改正の内容（定率法の改正）

これまで、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の定率法による償却率は、定額法の償却率を2.5倍した250%定率法が適用されていましたが、平成24年4月1日以後取得した資産については、償却率が定額法の2倍、**200%定率法**に変更になりました。

■節税効果小さくなる

平成19年の改正により、定率法は定額法で計算した場合の2.5倍のスピードを持って償却できたので、設備投資の大きな企業にとっては、節税効果の高いものでした。今回の改正で、その償却スピードが少し弱まり償却率のカーブがなだらかに逡減していくこととなります。

■事務が煩雑

平成24年4月1日から償却方法が変わるため、3月決算以外の企業や個人事業者では、同一事業年度に取得した同じ耐用年数の資産でも異なる償却率を適用しなければなりません。事業年度が平成24年4月1日をまたぐ事業者については、**その事業年度末までは、250%定率法での減価償却が認められています（適用にあたっての届出は不要です）。**

例えば、定率法を適用している9月決算法人であれば、平成24年4月1日から平成24年9月30日までに取得した資産であっても、250%定率法により償却することが可能です。

また、改正によって、旧定率法の償却を含めて複数の償却率が存在することになるため、既存の250%定率法で計算している資産の償却率を200%定率法の償却率に変更することも可能です（届出必要）。

減価償却計算のソフトを利用されている会社が多いことと思いますので、今回の改正による償却率の変更がきちんと反映されているか、しっかりと確認しておきましょう。

【ふたば税理士法人主催勉強会のお知らせ】

東証1部上場企業の船井総研コンサルタントが講師を務めるマーケティングや、幣法人代表の西が講師を務める税務・財務など経営を学ぶ勉強会を来月6月から隔月で1年間開催します。2ヶ月に一度、じっくり学んでみませんか？詳細は別紙ご案内を参照くださいませ！！

やわらかな春の日差しが嬉しい季節になりました。今年の冬はとても長く寒かったので、春の訪れが格別感じます。相変わらずのバタバタ生活ながら、私の心にも穏やかな春の風が吹いています。またやってくる冬の冷たい風に心身ともに耐えられるよう、まずは体力からと、新車（自転車）を購入し、遠出をもくろんでいます。 yasuko

☆事務所ウエルカムボードに職員が書き込んだ言葉が気に入っています☆

楽しいことばかりじゃないけれど、笑顔でいれば楽しくなるさ!!

今日も一日、たくさんの笑顔に会えますように！